

令和8年度保育料等のお知らせ

令和8年度の保育料の基準額については、下の表のとおりです。
 なお、3歳以上児については、国の保育料無償化により0円となります。
 教材費、給食費は対象外となりますが、市の負担軽減があります。
 保育料等の軽減については次ページをご覧ください。

【令和8年度保育料基準額表】

(月額・円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額	
		3号認定 3歳未満児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0
第2階層	8月までは前年度分、9月からは当	0	0
第3階層	該年度分の市民税の額（第3階層から第8階層については所得割の額）の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0
		48,600円未満	19,500
第4階層	該年度分の市民税の額（第3階層から第8階層については所得割の額）の区分が次の区分に該当する世帯	母子世帯等	9,000
		97,000円未満	30,000
第5階層	該年度分の市民税の額（第3階層から第8階層については所得割の額）の区分が次の区分に該当する世帯	うち77,101円未満である母子世帯等	9,000
		169,000円未満	44,500
第6階層	該年度分の市民税の額（第3階層から第8階層については所得割の額）の区分が次の区分に該当する世帯	61,000	60,100
第7階層	該年度分の市民税の額（第3階層から第8階層については所得割の額）の区分が次の区分に該当する世帯	80,000	78,800
第8階層	該年度分の市民税の額（第3階層から第8階層については所得割の額）の区分が次の区分に該当する世帯	104,000	102,400

※ 保育料における年齢基準は令和8年4月1日時点の年齢です。

【保育料の軽減について】

(1) 多子世帯

①【国による利用者負担軽減】※申請は不要です。

条件	第2子	第3子以降
認可保育所等に同時入所	半額	無料
市町村民税所得割合算額57,700円未満 (第4階層の一部以下の世帯) ※同時入所を問わない	半額	無料

②【市による利用者負担軽減】※第2子及び第3子以降の児童は申請が必要です。

いすみ市では0～2歳児の児童のうち、第1子及び第2子の児童については保育料の70%を減額し、第3子以降の児童については、保育料を全額免除します。

※第2子の児童で国の保育料軽減が50%に該当する場合は、残りの20%を市で軽減します。

※第3子以降の児童で国の保育料軽減が50%に該当する場合は、残りの50%を市で軽減します。

(2) ひとり親世帯等

ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち、年収約360万円未満の世帯・市町村民税所得割合算額77,101円未満(第4階層の一部)については、同時入所を問わず第2子以降は無料となります。ただし、父母等が非課税世帯であって児童と生計を一にしている祖父母等(家計の主宰者)がいる場合は、その者の課税額を含め保育料を決定いたします。

(3) 幼児教育の無償化について

3～5歳児と非課税世帯の0～2歳児の保育料は0円です。

(4) 保育所等給食費について ※申請は不要です。

3～5歳児は1か月4,500円の保育所等給食費(副食費)負担がありますが、令和8年度については、市独自の軽減として市内に住所を有する3歳児～5歳児クラスの児童について、保育所等給食費を全額免除します。

*保育料の軽減については、市税、国民健康保険税及び保育料の滞納がない世帯が対象となります。